

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	一
○平成十年宮城県告示第千七百七号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(自然保護課)	一
○平成十五年宮城県告示第千十六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正	(同)	二
正	(同)	二
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	三
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	三
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○生活保護法による施術者の指定	(同)	四
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	四
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	五
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	五
○道路の区域変更	(道路課)	五
○道路の供用開始(二件)	(同)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	六
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	七
○港湾隣接地域の指定	(港湾課)	八
○海岸保全区域の変更指定	(同)	八
○海岸保全区域の指定	(同)	九
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	一〇

ページ

### 教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

### 人事委員会

○人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

## 告 示

○宮城県告示第九百五十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成二十八年度から平成二十九年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市郡山字穴ノ前、同字井戸、同字卯当、同字江坪、同字大萩山、同字金倉、同字上関下、同字川久保、同字黒岩、同字五反田、同字下関下、同字高田、同字館山、同字堤下山、同字樋口、同字中沢山、同字日向山、同字東鍛冶屋、同字松木、同字丸森山、同字糞毛山、同字宮田、同字向山田、同字山田沢、同字横道山、同字北鹿野、鷹巣字石倉、同字字藤、同字黒岩下、同字小黒森、同字笹森山

五 認証年月日

平成三十年十月二十四日

○宮城県告示第九百五十八号

平成十年宮城県告示第千七百七号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正し、平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号1を次のように改める。

1 名称

松ヶ房ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

第一号3を次のように改める。

3 存続期間

平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで（二十年間）

第二号1を次のように改める。

1 名称

田中ため池特定猟具使用禁止区域（銃）

第二号3を次のように改める。

3 存続期間

平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで（二十年間）

第三号1を次のように改める。

1 名称

舞根湾特定猟具使用禁止区域（銃）

第三号3を次のように改める。

3 存続期間

平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで（二十年間）

第四号1を次のように改める。

1 名称

米谷特定猟具使用禁止区域（銃）

第四号3を次のように改める。

3 存続期間

平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで（二十年間）

第五号1を次のように改める。

1 名称

河南特定猟具使用禁止区域（銃）

第五号3を次のように改める。

3 存続期間

平成三十年十一月一日から平成五十年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第九百五十九号

平成十五年宮城県告示第千十六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年十一月一日から施行する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

平成三十年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第九百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アムズ調剤薬局多賀城店	多賀城市東田中二丁目四十番三十二号 G百六	平成三十年四月一日
ひかり薬局東田中	多賀城市東田中字志引八十五番地の一	平成三十年十月一日
あいおい歯科イオンモール名取医院	名取市杜せきのした五丁目三番一号イオンモール名取一階	平成三十年九月一日
クオール薬局豊里店	登米市豊里町土手下二十三―二	平成三十年十月一日
クオール薬局米山店	登米市米山町字桜岡大又二番地一	平成三十年十月一日
クオール薬局岩沼店	岩沼市中央三丁目四―二十七	平成三十年十月一日
クオール薬局岩沼東店	岩沼市里の杜一丁目二番二号	平成三十年十月一日
クオール薬局岩沼あさひ野店	岩沼市あさひ野一―八―二十	平成三十年十月一日
クオール薬局岩沼西店	岩沼市土ヶ崎三丁目五―十	平成三十年十月一日
クオール薬局岩出山店	大崎市岩出山下川原町百六―五	平成三十年十月一日

クオール薬局名取店	名取市上余田字吉原七	平成三十年十月一日
クローバー調剤薬局	多賀城市笠神四丁目六番十七号	平成三十年十月一日
クオール薬局しおがま店	塩竈市本町三番十九号	平成三十年十月一日
大崎調剤薬局駅南店	大崎市古川駅南三丁目七番地	平成三十年十月一日
よしづみ内科・糖尿病クリニック	多賀城市東田中字志引八十五ー一	平成三十年十月一日

○宮城県告示第九百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あいおい歯科イオンモール名取医院	名取市杜せきのした五丁目三番一号イオンモール名取一階	平成三十年八月三十一日
アムズ調剤薬局多賀城店	多賀城市東田中二丁目四十番三十二号G百六	平成三十年三月三十一日
中川薬局登米店	登米市登米町寺池桜小路九十九ー十	平成三十年八月三十一日
クオール薬局豊里店	登米市豊里町土手下二十三ー二	平成三十年九月三十日
クオール薬局米山店	登米市米山町字桜岡大又二番地一	平成三十年九月三十日
クオール薬局岩沼店	岩沼市中央三丁目四ー二十七	平成三十年九月三十日
クオール薬局岩沼東店	岩沼市里の杜一丁目二番二号	平成三十年九月三十日
クオール薬局岩沼あさひ野店	岩沼市あさひ野一ー八一二十	平成三十年九月三十日
クオール薬局岩沼西店	岩沼市土ヶ崎三丁目五ー十	平成三十年九月三十日

○宮城県告示第九百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

クオール薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町百六ー五	平成三十年九月三十日
クオール薬局名取店	名取市上余田字吉原七	平成三十年九月三十日
クローバー調剤薬局	多賀城市笠神四丁目六番十七号	平成三十年九月三十日
クオール薬局しおがま店	塩竈市本町三番十九号	平成三十年九月三十日
調剤薬局船岡店	柴田郡柴田町船岡東三丁目六番七号	平成三十年九月十四日
ダノ薬局	大崎市古川幸町一丁目七番二十二号	平成三十年八月三十一日

○宮城県告示第九百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
調剤薬局ツルハド ラッグ石巻あゆみ野 店	石巻市蛇田字新沼田百六十一番四十四街区五画地 石巻市あゆみ野三丁目二番地十七	平成三十年八月二十五日
変更前 ファーマみらい東し んじょう薬局	気仙沼市東新城二丁目七ー六	平成三十年八月二十三日
変更後 共創未来東しんじょ う薬局	岩沼市恵み野二丁目五ー一	平成三十年八月二十一日
変更前 スマイル薬局玉浦店		
変更後 共創未来玉浦薬局		

促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
条南歯科医院	気仙沼市田中前一四一十五	平成三十年九月三十日
みちのく政宗デンタルクリニック名取診療所	名取市飯野坂三一五一十 イオンタウン名取二F	平成三十年九月十九日

○宮城県告示第九百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
コックソッククリニック多賀城整形外科	多賀城市高橋四丁目二一五	田中 庸二	訪問看護、通所介護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリ、介護予防居宅療養管理指導	平成三十年六月三十日
ツクイ名取	名取市増田八一五十一	株式会社ツクイ	通所介護、介護予防通所介護	平成三十年七月三十一日

○宮城県告示第九百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
川瀬 貴之	イーグル整骨院塩釜杉の入店	塩竈市杉の入三丁目三一	平成三十年十月一日

○宮城県告示第九百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	変更年月日
道白 大輔		どうはく堂しおがま接骨院	塩竈市東玉川町六一四	平成三十年九月一日
変更後		どうはく堂西勝山接骨院	仙台市青葉区西勝山二七七一三	

○宮城県告示第九百六十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
松島病院	松島町高城字浜一―二十六	平成三十年十月二十九日	平成三十三年十月二十八日

○宮城県告示第九百六十八号

県営大曲地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年十月三十日から平成三十年十一月二十八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

○宮城県告示第九百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 涌谷三本木線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
遠田郡美里町字新一本柳一六二番一地先から 同郡同町字新一本柳一三三番一地先まで	一〇・四 三七・六	一〇・四 四九・四	一一一・〇	一一一・〇

○宮城県告示第九百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-------	---------	---------

県 道 関上港線	
名取市大曲字布田一六八番一地从先から 同市大曲字布田一四五番地先まで	名取市大曲字八幡三四番二地从先から 同市大曲字木戸無番地先まで
平成三十年 十月三十一日 午前九時	平成三十年 十月三十一日 午前九時

○宮城県告示第九百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	涌谷三本木線	遠田郡美里町字新一本柳一六二番一地从先から 同郡同町字新一本柳一三三番一地从先まで	平成三十年 十月三十日

○宮城県告示第九百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
通原沢一	土石流	大崎市鳴子温泉字通原（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 城北部土木事 務所
通原沢一	土石流	大崎市鳴子温泉字通原（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 城北部土木事 務所
大口沢	土石流	大崎市鳴子温泉字通原（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 城北部土木事 務所

馬子沢	高剥向沢	岩入沢2	岩入沢	鈴倉沢	上ノ台沢	上ノ台西沢 12	上ノ台西沢 11	杉森沢	尾ヶ沢12	道心坊沢	2 鬼切部沢1	獅子沢	車湯沢	井戸神沢	沢二の沢	沢一の沢	不動明王沢 12	不動明王沢 11	小滝沢2	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
大崎市鳴子温泉鬼首字上谷地（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字高剥向（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字若入（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字根松（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字上ノ台（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字上ノ台（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字上ノ台（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字尾ヶ沢、字高剥（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字尾ヶ沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字下軍沢、字若神子原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字若神子原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字石測（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字赤湯（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字川渡（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字川渡、字玉ノ木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字川渡（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字川渡（次の図のとおり）

岡台の1	上岩入	寒湯	保呂内	川渡	黒崎沢2	黒崎沢	前山沢	田中沢1・2	田中2の沢	沢目沢	小室沢	前森沢	大尺沢1・2	大尺沢1	見手野原沢	柏木原沢	2 曲り畑沢1	1 曲り畑沢1	白蛇沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
大崎市鳴子温泉鬼首字岡台（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字寒湯（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字保呂内（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字川渡（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字黒崎（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字黒崎（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字前山（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢目木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢目木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢目木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字小室、字小室山（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字前森、字小室山（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字前森（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字大尺、字前森、字野原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字見手野原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字柏木原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字曲り畑（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字曲り畑（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字曲目下（次の図のとおり）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百七十三号

久田	赤這	岩測の3	岩測の2	岩測の3	沢目木の2	沢目木の3	入沢	大口	上ノ原	岩測	上蟹沢の2	上蟹沢の1	百目木の1	中川原	軍沢	2 岡台の3	1 岡台の3	岡台の2	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市鳴子温泉字久田（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字赤這（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字岩測（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字岩測（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字岩測（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢目木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字沢目木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字入沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字川渡（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字上ノ原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字岩測（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字上蟹沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉字上蟹沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字百目木（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字中川原（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字岡台（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字岡台（次の図のとおり）	大崎市鳴子温泉鬼首字岡台（次の図のとおり）	

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
若神子原沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字若神子原（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
鬼切部沢 <sup>1</sup>	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字若神子原（次の図のとおり）	
尾ヶ沢 <sup>1</sup>	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字尾ヶ沢（次の図のとおり）	
上岩入沢	土石流	大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入（次の図のとおり）	
中屋敷沢	土石流	大崎市鳴子温泉字中屋敷（次の図のとおり）	
田中沢 <sup>1</sup>	土石流	大崎市鳴子温泉字沢目木（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百七十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、表浜港石巻市小浜地区に係る港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成三十年十月三十日

二 指定する区域

1 地域の表示

基点一から基点二十七までを順次に結ぶ線、基点二十七から水際線に沿って基点二十八までを結ぶ線及び基点二十八と基点一を結ぶ線により囲まれた区域

2 基準点及び基点の表示

基準点 石巻市給分浜後山八ノ四地先の二級基準点二B〇九九（北緯三八度一九分二七・九二

四〇秒、東経一四一度二八分一五・八〇一八秒）

基点一 基準点から三一五度一九分五〇秒二三四・四九メートルの地点

基点二 基点一から一三四度四三分四一秒三四・一一メートルの地点

基点三 基点二から九〇度〇分一秒一六・〇〇メートルの地点

基点四 基点三から一八〇度〇分一秒六三・三七メートルの地点

基点五 基点四から一四五度〇分一秒四九・〇五メートルの地点

基点六 基点五から一七九度三〇分三秒九五・六四メートルの地点

基点七 基点六から二四二度一八分四二秒三四・〇一メートルの地点

基点八 基点七から二六二度三六分一秒三六・四三メートルの地点

基点九 基点八から二二三度四八分三秒三二・五〇メートルの地点

基点十 基点九から二四三度一九分五八秒三五・三五メートルの地点

基点十一 基点十から一七九度五三分四三秒一五・八九メートルの地点

基点十二 基点十一から二六八度五三分九秒四三・五〇メートルの地点

基点十三 基点十二から〇度三分一七秒三・一四メートルの地点

基点十四 基点十三から二七〇度二分三秒一七・四八メートルの地点

基点十五 基点十四から一七九度五六分二秒五六・九八メートルの地点

基点十六 基点十五から二一〇度一三分五〇秒一九・九四メートルの地点

基点十七 基点十六から二七〇度〇分一秒二・九三メートルの地点

基点十八 基点一七から一七九度五五分四秒一三・〇〇メートルの地点

基点十九 基点一八から二二五度二一分五二秒六一・六一メートルの地点

基点二十 基点十九から二六九度五六分五秒七一・三三メートルの地点

基点二十一 基点二十から二〇九度一〇分九秒一・四一メートルの地点

基点二十二 基点二十一から二六九度五七分五九秒三〇・七八メートルの地点

基点二十三 基点二十二から一六八度二八分三秒二二・一五メートルの地点

基点二十四 基点二十三から二五八度二八分四〇秒一九・〇〇メートルの地点

基点二十五 基点二十四から三四八度二八分二九秒四六・四二メートルの地点

基点二十六 基点二十五から三四八度二八分三秒二八・四五メートルの地点

基点二十七 基点二十六から二六九度五六分一秒六三・八六メートルの地点

○宮城県告示第九百七十五号

基点二十八 基点二十七から四三度四三分一秒五一・〇五メートルの地点

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成三十年宮城県告示第三百五十九号で指定した宮城県仙台湾沿岸萩浜港海岸有田浜地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸萩浜港海岸有田浜地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点七までを順次に結ぶ線、基点七と補助点二を結ぶ線、補助点二と補助点一を結ぶ線及び補助点一と基点一を結ぶ線により囲まれた区域。ただし、森林法（昭和二十六年法律第

二百四十九号）の規定により指定された保安林を除く。

基点八から基点二十九までを順次に結ぶ線及び基点二十九と基点八を結ぶ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点一 石巻市萩浜字有田浜地内在来石積護岸東端（北緯三八度二二分一八秒、東経一四一度二七分六秒）

基準点二 石巻市萩浜字小浜山の三級基準点H二五―三―二（北緯三八度二二分三四・二五秒、東経一四一度二七分一六・七三秒）

基点一 基準点一から五度三〇分〇秒二〇〇・〇〇メートルの地点  
基点二 基点一から三度〇分〇秒六六・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から一五六度〇分〇秒一三六・〇〇メートルの地点  
基点四 基点三から一七五度〇分〇秒五四・〇〇メートルの地点

基点五 基点四から一〇八度五八分三〇秒五五・〇〇メートルの地点  
基点六 基点五から一六〇度〇分〇秒二五・〇〇メートルの地点

基点七 基点六から二三二度三〇分〇秒三四・〇〇メートルの地点  
基点八 基準点二から一六〇度九分二六秒一二五・六〇メートルの地点

基点九 基点八から一〇八度五八分三〇秒九四・八五メートルの地点  
基点十 基点九から一四六度三分一三秒四六・五八メートルの地点

基点十一 基点十から一四六度二五分九・四七秒五・五二メートルの地点  
基点十二 基点十一から一六〇度一〇分五六・一一秒五・七一メートルの地点

基点十三 基点十二から二〇〇度三〇分三一・三一秒四・一一メートルの地点

基点十四 基点十三から一七一度四二分一七・七一秒八・〇一メートルの地点

基点十五 基点十四から二三六度二分三六・一一秒二・八〇メートルの地点

基点十六 基点十五から三〇九度四分四四・五一秒五・八一メートルの地点

基点十七 基点十六から三二五度二〇分六・四〇秒三・四七メートルの地点

基点十八 基点十七から二三五度四分五三・一九秒九・二九メートルの地点

基点十九 基点十八から三二六度三分二三・六五秒一・六七メートルの地点

基点二十 基点十九から三二六度三分一四秒三九・四八メートルの地点

基点二十一 基点二十から二八八度五八分三二秒八七・四八メートルの地点

基点二十二 基点二十一から二八八度五八分三二秒五八秒九・二五メートルの地点

基点二十三 基点二十二から一八八度五八分三四秒八・九一メートルの地点

基点二十四 基点二十三から二九六度五八分四六・四八秒四・二七メートルの地点

基点二十五 基点二十四から三〇七度三六分五〇・二四秒五・一六メートルの地点

基点二十六 基点二十五から一八八度五五分五〇・一七秒二・三四メートルの地点

基点二十七 基点二十六から八二度一分二八・六一秒八・三〇メートルの地点

基点二十八 基点二十七から六四度二九分二七・四一秒四・六四メートルの地点

基点二十九 基点二十八から八二度五七分三六・五七秒二・五九メートルの地点

補助点一 基点一から二〇八度三〇分〇秒一五六・〇〇メートルの地点

補助点二 基点七から二二七度三〇分〇秒一二四・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第九百七十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸表浜港海岸小測地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点三十八までを順次に結ぶ線及び基点三十八と基点一を結ぶ線により囲まれた区域。ただし、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により指定された保安林を除く。

2 基準点及び基点の表示

基準点 石巻市給分浜後山八一四地先の二級基準点二B〇九九（北緯三八度一九分二七・九二

四〇秒、東経一四一度二八分一五・八〇一八秒）

基点一 基準点から三〇九度四二分一四秒一八二・七七メートルの地点

基点二 基点一から九〇度〇分〇秒一六・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から一八〇度〇分〇秒三七・三七メートルの地点

基点四 基点三から一四九度〇分〇秒四九・〇五メートルの地点

基点五 基点四から一七九度三〇分三三秒九六・二九メートルの地点

基点六 基点五から二二八度四五分三七秒三四・八三メートルの地点

基点七 基点六から二六二度三分五二秒二六・四三メートルの地点

基点八 基点七から二六九度六分三三秒一八・二〇メートルの地点

基点九 基点八から一八〇度三分五九秒二五・〇二メートルの地点

基点十 基点九から二三五度二八分六秒四〇・五六メートルの地点

基点十一 基点十から二六八度五三分八秒五九・七九メートルの地点

基点十二 基点十一から〇度三分一七秒三・一四メートルの地点

基点十三 基点十二から二七〇度二分三三秒一七・四八メートルの地点

基点十四 基点十三から一七九度五六分二三秒五六・九八メートルの地点

基点十五 基点十四から二一〇度一三分五〇秒一九・九四メートルの地点

基点十六 基点十五から二七〇度〇分〇秒二・九三メートルの地点

基点十七 基点十六から一七九度五五分四六秒一三・〇〇メートルの地点

基点十八 基点十七から二二五度二分五三秒六三・三九メートルの地点

基点十九 基点十八から二六九度五八分二秒一〇・一・五三メートルの地点

基点二十 基点十九から一六八度二八分三三秒二二・一五メートルの地点

基点二十一 基点二十から二五八度二八分四〇秒一九・〇〇メートルの地点

基点二十二 基点二十一から三四八度二八分二九秒四六・四二メートルの地点

基点二十三 基点二十二から八九度五八分三秒一一・九・六三メートルの地点

基点二十四 基点二十三から四五度二一分五五秒四二・八一メートルの地点

基点二十五 基点二十四から三五九度五五分三〇秒二七・四六メートルの地点

基点二十六 基点二十五から九〇度〇分〇秒一二・九九メートルの地点

基点二十七 基点二十六から三五九度五六分二九秒七四・二三メートルの地点

基点二十八 基点二十七から九〇度二分三九秒三七・五二メートルの地点

基点二十九 基点二十八から一八〇度二分一七秒三・〇一メートルの地点

基点三十 基点二十九から八八度四九分一四秒五一・八四メートルの地点

基点三十一 基点三十から五五度四五分三九秒二五・八四メートルの地点

基点三十二 基点三十一から〇度三分五一秒三三・九七メートルの地点

基点三十三 基点三十二から八八度五三分二四秒三六・四五メートルの地点

基点三十四 基点三十三から七三度四一分五三秒三〇・二五メートルの地点

基点三十五 基点三十四から三五九度五五分三六秒七一・一一メートルの地点

基点三十六 基点三十五から八九度五八分二四秒四・三一メートルの地点

基点三十七 基点三十六から〇度〇分〇秒二一・一七メートルの地点

基点三十八 基点三十七から三二五度〇分三三秒四二・〇〇メートルの地点

〇宮城県告示第九百七十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成三十年宮城県告示第九百七十六号で指定した宮城県仙台台湾沿岸表浜港海岸小測地区海岸のうち、表浜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台台湾沿岸表浜港海岸小測地区海岸

二 区域

1 区域の表示

基点一から基点三十八までを順次に結ぶ線及び基点三十八と基点一を結ぶ線により囲まれた区域。ただし、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により指定された保安林を除く。

2 基準点及び基点の表示

基準点 石巻市給分浜後山八一四地先の二級基準点二B〇九九（北緯三八度一九分二七・九二四〇秒、東経一四一度二八分一五・八〇一八秒）

基点一 基準点から三〇九度四二分一四秒一八二・七七メートルの地点

基点二 基点一から九〇度〇分〇秒一六・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から一八〇度〇分〇秒三七・三七メートルの地点

基点四 基点三から一四五度〇分〇秒四九・〇五メートルの地点

基点五 基点四から一七九度三〇分三三秒九六・二九メートルの地点

基点六 基点五から二二八度四五分三七秒三四・八三メートルの地点

基点七 基点六から二六二度三分五二秒二六・四三メートルの地点

- 基点八 基点七から二六九度六分三三秒一八・二〇メートルの地点
- 基点九 基点八から一八〇度三分五九秒二五・〇メートルの地点
- 基点十 基点九から二三五度二分六秒四〇・五六メートルの地点
- 基点十一 基点十から二六八度五三分八秒五九・七九メートルの地点
- 基点十二 基点十一から〇度三分一七秒三・一四メートルの地点
- 基点十三 基点十二から二七〇度二分三三秒一七・四八メートルの地点
- 基点十四 基点十三から一七九度五六分二三秒五六・九八メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二一〇度一三分五〇秒一九・九四メートルの地点
- 基点十六 基点十五から二七〇度〇分〇秒二・九三メートルの地点
- 基点十七 基点十六から一七九度五五分四六秒一三・〇〇メートルの地点
- 基点十八 基点十七から二二五度二一分五二秒六三・三九メートルの地点
- 基点十九 基点十八から二六九度五八分二秒一〇・一・五三メートルの地点
- 基点二十 基点十九から一六八度二八分三三秒二二・一五メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から二五八度二八分四〇秒一九・〇〇メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から三四八度二八分二九秒四六・四二メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から八九度五八分三秒一九・六三メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から四五度二一分五五秒四二・八一メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から三五九度五五分三〇秒二七・四六メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から九〇度〇分〇秒一二・九九メートルの地点
- 基点二十七 基点二十六から三五九度五五分三〇秒二七・四六メートルの地点
- 基点二十八 基点二十七から九〇度二分三九秒三七・五二メートルの地点
- 基点二十九 基点二十八から一八〇度二分一七秒三・〇一メートルの地点
- 基点三十 基点二十九から八八度四九分一四秒五一・八四メートルの地点
- 基点三十一 基点三十から五五度四五分三九秒二五・八四メートルの地点
- 基点三十二 基点三十一から〇度三分五一秒三三・九七メートルの地点
- 基点三十三 基点三十二から八八度五三分二四秒三六・四五メートルの地点
- 基点三十四 基点三十三から七三度四一分五三秒三〇・二五メートルの地点
- 基点三十五 基点三十四から三五九度五五分三六秒七一・一一メートルの地点
- 基点三十六 基点三十五から八九度五八分二四秒四・三一メートルの地点
- 基点三十七 基点三十六から〇度〇分〇秒二一・一七メートルの地点
- 基点三十八 基点三十七から三二五度〇分三三秒四二・〇〇メートルの地点

### 教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第七号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表宮城県仙台二華高等学校の項中

二四〇
二四〇
二四〇

を

—
二四〇
二四〇

に改め、同表宮城県泉松陵高等学校の項中

二四〇
二八〇

を 二四〇 二四〇 に改め、同表宮城県石巻工業高等学校の項中

八〇
八〇
八〇

を

四〇
八〇
八〇

に改め、同表宮城県塩釜高等学

校の項中 二八〇 三二〇 を 二八〇 二八〇 に改め、同表宮城県気仙沼高等学校の項

二八〇
三二〇

を

二四〇
二八〇

に改め、同表宮城県石巻西高等学校の項中

一六〇
二〇〇

を

一六〇
一六〇

に改め、別表第一第二号の表宮城県宮城第一高等

学校の項の次に次のように加える。

宮城県仙台二華
高等学校
普通科
三年
男女
二四〇
—
—

別表第二第一号の表宮城県石巻北高等学校飯野川校の項中

「	四〇	四〇	四〇	四〇	」	を	「	—	四〇	四〇	四〇	」	に改め、別表
---	----	----	----	----	---	---	---	---	----	----	----	---	--------

第二第二号の表宮城県貞山高等学校の項の前に次のように加える。

宮城県石巻北 高等学校 飯野川校	普通科	四年	昼	男女	四〇	—	—	—
------------------------	-----	----	---	----	----	---	---	---

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中学部」の下に「又はそのいずれかのみ」を加える。

別表第一中 「宮城県立名取支援学校」を 「知的障害者に対する教育」を

「宮城県立名取支援学校」を 「知的障害者に対する教育」に改める。  
 「宮城県立名取支援学校名取が丘校」を 「知的障害者に対する教育」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第二条関係)

一 小学部及び中学部

学 校 名
宮城県立視覚支援学校
宮城県立聴覚支援学校

宮城県立光明支援学校

宮城県立小松島支援学校

宮城県立小松島支援学校松陵校

宮城県立拓桃支援学校

宮城県立西多賀支援学校

宮城県立石巻支援学校

宮城県立気仙沼支援学校

宮城県立名取支援学校

宮城県立角田支援学校

宮城県立角田支援学校白石校

宮城県立迫支援学校

宮城県立金成支援学校

宮城県立古川支援学校

宮城県立船岡支援学校

宮城県立山元支援学校

宮城県立利府支援学校

二 小学部

学 校 名
宮城県立聴覚支援学校小牛田校
宮城県立名取支援学校名取が丘校

宮城県立利府支援学校富谷校  
宮城県立利府支援学校塩釜校

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

三六
三三
四六

を

三八
三六
三三

に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

三四
三〇
三五

を

二八
三四
三〇

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一七
一四
一一

を

二〇
一七
一四

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

四六
四九
三八

を

四二
四六
四九

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

二四
三三
四六

を

二三
二四
三三

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

三五
三五
二七

を

二七
三五
三五

に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

二七
二七
一九

を

二七
二七
二七

に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

二七
二七
一六

を

二七
二七
二七

に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

二七
三〇
三五

を

二七
二七
三〇

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

四一
四六
三〇

を

四一
四一
四六

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

三三
三五
三〇

を

に改め、同表宮城県立支援学校小牛田高等学園の項中

二五
三三
三五

を

二四
二四
一六

に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月三十日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七―二六十三

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「(内水面水産試験場及び水産加工開発部に所属する職員を除く。)」を削る。

第二十三条第一項第四号中「おいて」の下に「引き続き当該」を加え、「引き続き四時間程度」を「三時間程度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年十一月一日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第七十二号)附則第二項の規則で定める程度は、正規の勤務時間以外の時間等において引き続き同項に規定する業務に従事した時間が四時間程度とする。